

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月13日認可した。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上樋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西表地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本樋筋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥池地区
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金法寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）新池谷地区
〃	単独市費補助土地改良事業（水路改修事業）新池西地区
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮ノ窪地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宅見池地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）大糸池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）本谷池地区
高松市香西土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）今池地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）古出井地区
高松市牟礼町土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業羽間地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）赤尾地区